

下北地域森林計画 変更計画書

(下北森林計画区)

自平成31年4月1日
計画期間
至平成41年3月31日

平成30年12月樹立
令和元年12月変更(第1回)

青 森 県

目 次

1	下北地域森林計画の変更理由	1
2	下北地域森林計画の変更内容	1
II 計画事項		
第3 森林の整備に関する事項		
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	1
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	1

1 下北地域森林計画の変更理由

変更① 県内におけるきのこ原木の安定的な供給体制を確立するため、広葉樹の標準伐期齢を一部変更する必要が生じたため。

変更② 森林経営管理制度における県の役割を明確にするため。

2 下北地域森林計画の変更内容

II 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 **【一部変更】**

→ **変更①**

【現行】

樹種	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
林齢 (年)	45	40	40	55	30

【変更】

樹種	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹	
					きのこ原木用	その他
林齢 (年)	45	40	40	55	20	30

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

【一部変更】 → **変更②**

【現行】

森林経営管理制度の活用については、経営や管理が行われていない森林の所有者を対象とした市町村による意向確認の結果、森林所有者から経営や管理の委託の申出等があった森林について、市町村が経営管理権集積計画を定めることにより経営管理権の設定を行い、森林経営の集約化を図ることとします。また、経営管理権を設定した森林について、森林経営に適した森林は、市町村が経営管理実施権配分計画を定め、森林の経営や管理を林業経営者に再委託することとします。一方、林業経営者に再委託しない森林等は、市町村自ら市町村森林経営管理事業を実施することにより、森林の整備を推進することとします。

【変更】

森林所有者が自ら経営管理を行えない森林について、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託し、適さない森林については市町村自らが経営管理を実施する森林経営管理制度について、中心的な役割を担う市町村を支援し、制度の活用を努めることとします。